

議案第 6 1 号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例制定について

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改  
正)

第 1 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成  
2 6 年 9 月条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法  
第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等 (学校設置者等  
及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関  
する法律 (令和 6 年法律第 6 9 号) 第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等  
をいう。以下この条において同じ。) を防止し、及び児童対象性暴力等が行わ  
れた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者 (利用乳  
幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境  
の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。) に係る犯罪事実確認 (同法第 4  
条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。) その他の必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例(平成30年12月条例第56号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

9 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第64条中「第35条」の次に「、第48条」を加える。

第85条、第86条、第98条及び第103条中「第47条まで、第49条か

ら」を削る。

(甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に関する規定を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。